

『小平の神社とお寺（中央図書館2階ギャラリー展示）』より

一 泉蔵院弟子初行護摩修業候ハ、御本寺え奉納金

五百疋可ニ相納一候、若御本寺え罷越修業仕候ハ、奉納金之外其入用勘定可ニ相納一候事

一 泉蔵院現住遠方え罷出候ハ、先達而御本寺え其届仕可ニ罷出一候事

一 泉蔵院住持相果候節者早々御届仕預ニ御焼香一
回向万端御差回数次第惣旦方取持相仕廻、其入用金

寺附ニ不レ仕其住持之身ニ付候衣服有物切ニ相仕廻可レ申事

一 泉蔵院旦那内ニ而新円寂又八年忌追善等之刻

院号居士大姉之牌号懇望之者有レ之候ハ、先達而

泉蔵院え厚キ後記之品を申立、御本寺迄も相窺

随分入念後日ニ違乱無レ之様ニ可レ仕候、若又時之現住計え不埒之相对仕其儀後日ニ六ヶ敷相成候ハ、御本寺より

被ニ仰付一次第及ニ違背一申間敷候事

一 泉蔵院御本寺え勤方右之通相定候得共、当分

新田場え引寺之事ニ而万端不自由可レ有レ之との

思召付ニ而、当子年より十五ヶ年之内者惣而納物之分

不レ残御用捨被レ下、出勤之儀者其時々急度可ニ罷越一

之御定、当子年より十五ヶ年之後卯年より末永々

御定之通急度持参出勤可レ仕候事

一土用寒氣歲暮節句之勤遠方故永々御用捨

可_レ被_レ下之御定候事

一此度御公儀様え泉蔵院引寺之願諸入用之儀ハ

御本寺旦方共二面々入用二仕、泉蔵院え寺附借金二

仕間敷候、尤此已後寺出来候共寺附借金杯と申候儀

無_レ之様二惣旦方打寄了簡可_レ仕候事

右之趣泉蔵院儀者不_レ及_レ申惣旦方共二至迄少も

及_二違背_一申間敷候間、村中願之通泉蔵院当

新田場え引寺御願被_レ下候様奉_レ願候、仍而後証

連判如_レ件

武州多摩郡大沼田新田

名主 弥左衛門 印

寛保四甲_子年二月

開基旦那

当名主 伝兵衛 印

今寺村 旦方惣代 金右衛門 印

報恩寺様 同 長兵衛 印

同 伊左衛門 印

同 小兵衛 印

同 徳左衛門 印

同 利助 印

同 太郎兵衛 印

〔用語〕

院号： 戒名や法名の中で下に「院」が付く称号。かつては皇族や貴族、社会的貢献度が高い人に与えられたが、現在是在家信者にも普及している。

えんじゃく

円寂： 悟りの境地。涅槃。または僧が死ぬこと。

ついぜん

追善： 故人の冥福を祈り、仏事供養を営むこと。

こじ

居士： ①出家をせず仏門に帰依する在家の男性。②法名・戒名の末尾につける敬称。

だいし

大姉： ①比丘尼、または地位のある在家の女性。②女性の法名につける称号。

〔解説〕

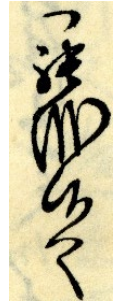
前回に引き続き、大沼田新田の泉蔵院引寺証文の続編です。

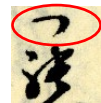
⑫泉蔵院の弟子僧が初めて護摩修行を行う際は、本寺へ五百足奉納金を支払うこと。⑬住職が遠方に出向く時は事前に本寺へ届け出ること。⑭住職が亡くなった際は早めに届出、焼香を行うこと。回向などは指図により檀家が行う。その入用金は寺附ではなく住職個人に附する。⑮檀家は院号・居士などの戒名を受ける場合、前もって泉蔵院及び本寺へ伺うこと。⑯本寺へお勤めは、今年から十五年の間納物は受け取らないが、十五年以降は出勤すること。⑰土用寒気歳暮節句の勤めは、遠方のため容赦する。⑱引寺の入用金は檀家が対応し、泉蔵院の寺付けにはしないこと。以上18項目による詳細な取極めがなされました。

次に文字を見ていきます。「弟」、「第」が酷似しています。「第」の

略字「才」は「弟」のくずし字にも使用される文字です。文脈で判断しましょう。

「若」一文字で「もし」と読み頻出します。「水」にも似ています。

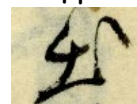
また、「罷出候ハ」は、どこまでが一文字なのかがよくわから

ないですね。「罷」「四十能」ですが「四」が仮名「つ」の様に省略されて

表されるのが一般的です。



「出」は多くの字体



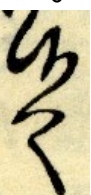




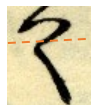




等で記され頻出します。「書」「土」に似ている字体もありますので注意



「候ハ」も頻出



「ハ」です。このままの形で覚え

ましょう。「望」は「月十王」が強調され「里」のように見えます。古文書の

くずし字は左側が省略されがちです。



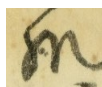
「用」やしんによる



「遠」にもこ

の特徴が表れています。また、「故」は難解です。このように、くるくるとし

た記号のような文字もくずし字の特徴です。



「様」や



「殿」もくずし

が進むと本来の字形からかけ離れていきます。これらは敬称で頻出しますから、
しっかり覚えましょう。

